

# ～台湾の戸籍謄本申請について～

台湾の戸籍謄本は、現地戸政事務所のみ発行が可能です。  
下記3通りのいずれかの方法にて、申請してください。

## ◆現地申請

下記資格者が現地戸政事務所に出向き、窓口にて申請

〈条件〉本人・一親等・同戸籍親族・訴訟当事者・相続人・債権関係者

[申請資格](#)

## ◆代理申請

台湾在住者への委任状を作成し、申請を依頼

注) 委任状は本処にて要認証

手続きについては、本処ウェブサイトの[個人文書認証頁]を参照

[個人文書認証](#)

## ◆郵送申請

国際郵便にて現地戸政事務所に必要な書類を送り、直接申請

注1) 但し、個人の状況により必要書類(費用・支払方法等)が異なりますので

事前にご自身で現地戸政事務所にご確認ください。

[台湾戸政事務所一覧](#)

尚ご自身での現地戸政事務所への確認が困難な場合は、

本申請を専門とする法律事務所や行政書士を通じてお問い合わせください。

注2) 上記手続きに付随し要する認証書類の申請については

本処ウェブサイトの[個人文書認証頁]を参照

[個人文書認証](#)

### 〔注意事項〕

- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・戸籍謄本の申請は、本人・一親等・同戸籍親族・利害関係者に限られます。  
利害関係者は、相続関係のわかる書類(戸籍謄本等)も提出が必要となります。

## 《お問い合わせ先》

本大阪弁事処	
住所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
TEL	06-6227-8623
FAX	06-6227-8464
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw
開館日	月～金曜日
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は本サイトのお知らせをご参考ください)
受付時間	■申請・・・9:00～11:10 * <u>予約不要</u> ■受領・・・9:00～11:30 & 13:00～15:00 * 開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上ご来処ください

各弁事処	電話番号	管轄区域
駐日代表処	03-3280-7800	関東・甲信越・東北地方
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県・静岡県
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方・山口県
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県
札幌弁事処	011-222-2930	北海道

台北駐大阪経済文化弁事処